

公の施設の指定管理者の指定の件（円山公園第一駐車場等）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市円山公園第一駐車場	札幌市中央区宮ヶ丘
札幌市円山公園第二駐車場	札幌市中央区宮ヶ丘
円山動物園（駐車場）	札幌市中央区宮の森2条14丁目

2 指定管理者

札幌市中央区南4条西13丁目1番8号

株式会社キタデン

代表取締役 伏木 進

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、円山公園第一駐車場、円山公園第二駐車場及び円山動物園（駐車場）の指定管理者を指定するため、本案を提出する。